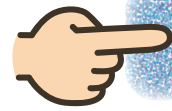
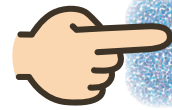


# 豊島区 公契約条例



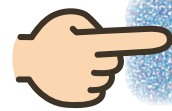
## 条例の適用範囲（特定公契約）

- ◆ 予定価格が9,000万円以上の工事又は製造の請負契約
- ◆ 予定価格が1,000万円以上の規則で定める工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約
- ◆ 指定管理協定



## 労働報酬下限額

特定公契約に従事する労働者に対し、事業者が支払わなければならない賃金の下限額です。



## 公契約審議会の設置

労働報酬下限額の設定その他公契約に関して必要な事項等を調査審議するため、区長の附属機関として「豊島区公契約審議会」を設置します。

## 条例の目的

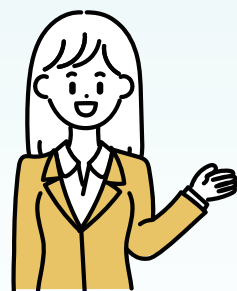
本条例は、公共工事等の品質を確保するとともに公契約に従事する労働者の賃上げを図り、ダンピングを防止し、適正な労働環境を確保することで、区民福祉の増進と地域経済の活性化を目的としています。



条例の全文や、その他詳しいことは  
豊島区ホームページをご覧ください。

豊島区 公契約条例

検索



### ●お問い合わせ

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区総務部契約管財課

契約グループ TEL:03-4566-2566 FAX:03-3980-5164

検査グループ TEL:03-4566-2567



# 労働者

労働報酬下限額以上の報酬  
適正な労働環境



# 行政

適正な契約手続き  
労働環境の確認

# 事業者

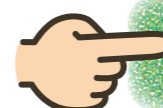
労働報酬下限額以上の  
報酬の支払い

## 豊島区公契約条例（抜粋）

### （基本方針）第3条

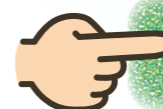
区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 適正な履行の確保、良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること。
- (2) 手続の透明性の確保、公正な競争を促進すること。
- (3) 適正な労働条件の確保、労働環境の整備を促進すること。
- (4) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (5) 区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資すること。
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。



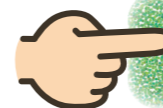
## 区の取り組み・責務

- 基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 労働者等から申出があったとき、又は条例の定める事項に関して確認の必要があるときは、受注者に対し報告を求めたり、立入調査を行います。



## 受注者の取り組み・責務

- 公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、公契約に係る業務の公共性を認識し法令を遵守します。
- 公契約に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めます。
- 特定労働者等に労働報酬下限額以上の賃金を支払います。
- 特定労働者等に必要な事項の周知を行います。
- 区からの、必要な報告の求め及び調査に応じます。



## 労働者の申出

特定労働者等は、労働報酬が支払われるべき日に、当該労働報酬が支払われていない又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区もしくは雇用主等に申し出ることができます。

